

業田原等ハ南海岸線系務員トシテ其
 立タシム可ク内審計部ニ既ニ三百名ノ加盟調印
 ヲ得居レル件ニ際シテハ既報ノ慶戸件ニ関シ念
 社側ハ事態各易ナラストシテ岸線系務員トシテ
 進分子ト認メラル、若松常吉、駒井榮三、山名才
 乃ニ買収シテ岸線系務員ト認メラル、南海岸線
 ニ其効ヲ奏シ昨二十八日午後三時ヨリ南海岸線
 主タル非着系務員約七十名ハ本店附属建物系
 務員教習所講堂ニ集合シ既ク社審議ニ下(要
 庄記)如キ決議ヲ為シ午後十時三十分散會セリ
 人今(南海岸線系務員ニ於テ勞働組合(但シ既設用件ニ
 兼員ノ組織)ヲ組織シ會社ノ承認ヲ求ムルコト
 認メトナスコト)ノ組織シ會社ノ承認ヲ求ムルコト
 2. 右承認ハ先ツ系務員監督ヲ通シ會社当局ニ出
 出ツルコト
 3. 會社ニ於テ組合ノ設立ヲ拒否シタル場合ハ目的
 貫徹ノ爲メ更ニ適切ナル手段ニ出スルコト
 4. 此ク適當ノ時期ニ於テ概要左記ノ如キ要承書

才提出スルコト
 1. 現在ノ岸線ニ二割ノ増額ヲナスコト
 2. 代務廢止居残額ヲ廢止スルコト
 3. 八階増額額ニ改ムルコト
 4. 月米費等ヲ廢止半期費等九十日分ヲ支給スルコト
 5. 解雇等少額別制度ニ付キ岸線系務員ト認メラル
 要承ヲナスコト
 5. 常務委員選定
 以上概定事案才進ムル爲メカ常務委員トシテ
 左記四名ヲ選定セリ
 小原一郎 山下吉松 駒井榮三 若松常吉

別記(一)(寫)
 岸線系務員不承ニシテ身議ヲ讓シ在赤會社ニ於テハ
 該意ヲ披瀝シテ諸君ノ諒解ヲ求メ候ニ拘ラヌ依然
 トシテ四能素狀態継続致居候ハ誠ニ遺憾至極ノ儀